

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に対する主なコメント及びそれに対する金融庁の考え方

4. 銀行法の改正等に伴う改正について（銀行代理業関係を除く）

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ－３－１－５－３	当該条項の対象は、敵対的 M&A ファイナンス等を行う場合に限定した条項と考えてよいか。	金融機関においては、取引先企業間で利害対立事象が生じ得ることを踏まえ、敵対的 M&A ファイナンスを行う場合も含め、自らの業務運営の適切性に対する懸念を招くことのないよう態勢を整備しておくべきものと考えられます。 なお、上記趣旨の明確化を図る観点から、冒頭に「金融機関は一般に複数の取引先を有していることから、」を加えます。	新生銀行
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ－３－１－５－３	具体的にどのような行為が不適切な取引となるのか、ご教示願いたい。	具体的にどのような行為を想定するかについては、業務運営の適切性に対する懸念を招かないよう態勢整備を図る観点から、各金融機関において、自らが置かれている状況も踏まえ検討されるべきものであり、一概には申し上げられませんが、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関は一般に複数の取引先を有していることから、取引先企業間に利害対立事象が生じ得ることも念頭に、日頃より、情報の取扱いについて態勢整備を図っておくべきものと考えられます。</li> <li>・ さらに、金融機関に関係する立場にある者が、複数の取引先の経営判断に何らかの影響を及ぼし得る立場にあると外部から見受けられる状況にある金融機関においては、日頃より、取引先間の利害対立事象に関して金融機関に何らかのレピュテーションリスクが顕現化する可能性を想定したうえで、対応を検討しておくべきものと考えられます。</li> </ul>	全国銀行協会